

# 安全だより

## 安全巡回の報告

5月の安全巡回は、16日（木）と29日（水）に行いました。16日は、小田原城総合管理事務所から委託されている史跡環境整備業務、29日は県立おだわら諏訪の原公園とアパート清掃の現場にお邪魔しました。史跡整備は、青橋近くの八幡山古郭と一夜城での草刈作業を安川委員が巡回しました。斜面や石垣等で足場の良くない場所の作業のため、気をつけるよう声を掛けていました。

諏訪の原公園管理補助、アパート清掃は猪原委員長による巡回でした。公園管理は敷地が広くバイクを使っでの移動のため安全運転をお願いし、アパート清掃は手際のよい作業の中、「熱中症対策」をお願いしました。



## 「安全・適正就業強化月間」のお知らせ

シルバー人材センターでは、国が実施する「全国安全週間」に合わせ、7月を「安全・適正就業強化月間」とし、安全対策の一層の推進を図っています。

- ① チェンソー・刈払機等の使用時、安全対策の徹底（防刃手袋、保護ネット等）
- ② 安全保護具の着用の徹底（ヘルメット、安全帯、ゴーグル等）
- ③ 健康チェック（準備運動、健康管理等）

『大丈夫 その慢心が 命取り』

（全国統一スローガン）



### シリーズ・フリーランス法⑥【新法の施行時期と段階的移行】

これまで、フリーランス新法が施行されるから新しい契約方法に移行する、そして、その時期は今年の秋（施工日を11月1日とする政令が公布されました。）となる、こうした説明をしてきました。しかし、新法が施行されたからと言って、全ての契約が自動的に一斉に変わるわけではありません。契約である以上、発注者の理解が得られ、契約書の取り交わしという手続きを踏んでから移行することになります。しかしこの事務は相当な量になりますので、契約の相手への影響の度合いに応じて、個人・家庭や公共の仕事は法施行時から直ちに、企業からの仕事は令和7年4月からを目途にと段階的に移行していこうと考えています。ただし、従来の契約と新しい契約がセンターの中に混在していくことの負担も小さくはないため、慎重に判断しなければなりません。また、新法施行以降、新しい契約方法へ移行するまでの間は、センターの新しい役割とインボイス導入以降の消費税負担が残るため、できるだけ早期に移行できるよう取り組んでいく予定です。